

第4回大阪府行政不服審査会 議事概要

1 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午後2時～午後3時35分

2 場 所 大阪赤十字会館1階101

3 出席者 曾和会長職務代理者、中川委員、野一色委員、前田委員、松村委員

4 審議経過

(1) 開 会

- 委員7名中、5名が出席しており、会議は成立
- 大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、審査会を公開

(2) 議 題

ア 審査会（部会）の運営等について

（ア）資料3「審査会が諮問不要と認める場合について」

（事務局）資料3に基づいて説明する。

（委員）あらかじめ取り決めておけば、事件ごとに決めなくてよくなるのか。

（事務局）事件を見なくても、諮問を要しないことになる。

（委員）取り決めの性格は。

（事務局）他府県は申し合わせで規定しているところが多いが、運営要領に規定することも可能。

- 会長から各委員に諮ったところ、「審査会が諮問不要と認める場合について」は資料3-3の内容のとおり、異議なく承認された。
なお、運営要領とするか申し合わせとするかは会長に一任された。

（イ）資料4「答申書について」

（事務局）資料4に基づいて説明する。

- 会長から各委員に諮ったところ、「1 公表用答申書のマスキング（一部黒塗り）等について」は、各部会で事件ごとに判断すること、「2 答申書の主張要

旨のまとめ方」については、審査会の判断に関係する法的に意味のある部分を要約して記載すること、「3 答申書における調査審議の経過の記載の件」については、従来どおりの記載とすること、として承認された。

(ウ) 資料5「審査会が指名する委員による口頭意見陳述等の実施について」

(事務局) 資料5に基づいて説明する。

- 会長から各委員に諮ったところ、資料5-2「大阪府行政不服審査会運営要領の一部改正(案)」のとおり、異議なく承認された。

イ その他

事務局から、資料6「平成29年度大阪府行政不服審査会(部会)の運営状況」により報告を行った。